

「まなびの広場」は那須教育事務所ホームページに掲載されます。
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m56/system/desaki/desaki/nasu-kyouiku01.html>

毎月第3日曜日は「家庭の日」

ふれあいの丘自然観察館

自然観察館では、世界のクワガタムシ、カブトムシやチョウに出会えます。生きたクワガタムシやカブトムシとのふれあいコーナー、国の天然記念物である「ミヤコタナゴ」の他、大田原市に生息する貴重な魚などの展示コーナー、小さいお子様が遊んで学べる展示品の設置、昆虫の視覚体験ボックス等、楽しく自然を学ぶことができます。ぜひ御家族で御来館ください。

開館時間 午前9時30分～午後4時30分
(入館は午後4時まで)

休館日 毎週月曜日、祝日の翌日、年末年始
入館料 大人200円、小人100円
(団体大人160円、小人80円)



那須塩原市図書館開館準備中！

黒磯駅前に建設された那須塩原市図書館「みるる」は、残念ながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、7月1日の開館が延期となってしまいましたが、準備は着々と進んでいます。お楽しみに！



↑ 書架にも本が並び始め、貸出の時を待っています

開放的なエントランス→



図書館情報については、ホームページに随時掲載していますので、
←こちらから御確認ください。

アナ・スク通信

那須町では、放課後子ども教室として、アナザースクール、通称“アナ・スク”を運営しています。アナ・スクとは、那須町の子どもたちに、様々な体験活動の機会を提供し、放課後や休日の充実を図る事業です。

アナ・スクは月に1回、部活動が無い水曜日に、地域ボランティアの方が講師となり、複数の講座を行っています。本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、10月半ばから開始予定です。それに先立ち、より多くの子どもたちにアナ・スクの事を知ってもらい、講座に参加するきっかけになるよう、本年度から“アナ・スク通信”を発信します。地域の方々からも講師を募集しています。興味のある方は那須町生涯学習課まで御連絡ください。

〇お問合せ

TEL 0287-72-6923

FAX 0287-72-6566

頑張る学校・地域！応援プロジェクト

本プロジェクトは、新学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」を実現するため、子供たちには、豊かな人間性や主体的に考える態度を育むことを、地域には、子供の学びを支える地域の教育力の向上を図ることを目的として支援を行っていくものです。



本年度那須地区では、モデル事業実践校として、大田原市立湯津上小学校と那須町立那須中学校の2校が県教育委員会の指定を受けました。

各学校の取組については、次号より紹介していきますので、御期待ください！！

※那須教育事務所ふれあい学習課主催の8月以降の研修は、開催する予定です。
詳細については、ホームページで御確認ください。こちらから確認できます→





ふれあい人権のまど



6月12日（金）に、那須地区人権教育指導者一般研修で講演していただく予定だったマセソン美季さんは、大学1年生のときの不慮の事故が原因で、車椅子生活を余儀なくされました。

現在、マセソンさんは、公益財団法人日本財団パラリンピックサポートセンタープロジェクトマネージャーを務めており、共生社会への気づきを促すための活動に取り組まれています。

そこで、今回は、共生社会の実現を目指し制定された、「障害者差別解消法」について紹介いたします。

○障害者差別解消法について

（内閣府障害者差別解消法リーフレットより）

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

【2つのポイント】

①「不当な差別的取り扱い」の禁止

国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

②「合理的配慮」の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。

○障害者に関するマーククイズ～それぞれのマークの意味を考えよう～



名前

意味

【名前】

- ①耳マーク ②障害者のための国際シンボルマーク ③盲人のための国際シンボルマーク ④ヘルプマーク
 ⑤オストメイトマーク ⑥ハートマーク ⑦身体障害者標識（身体障害者マーク） ⑧ほじょ犬マーク

【意味】

- ア 身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）法の啓発のためのマークです。
- イ 肢体不自由であることを理由に、免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。
- ウ 世界盲人連合で、1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。
- エ 外見からは分かりにくい「身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）」に障害がある人」を表すマークです。
- オ 聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。
- カ 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。
- キ 障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。
- ク 人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表すマークです。